

## 産業廃棄物処分量許可証

住 所 鹿兒島県志布志市志布志町安楽423番地  
氏 名 有限会社コーケンサービス  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 永田寿久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿兒島県知事 三反園訓



許可の年月日 令和 2年 5月21日  
許可の有効年月日 令和 3年 8月 5日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず  
以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (2) 事業の区分

中間処理（選別）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず  
以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 事業の区分

中間処理（溶融）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

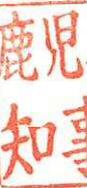
#### (4) 事業の区分

中間処理（圧縮）

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、紙くず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）



## 2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3（設置場所及び駐機場）

設置年月日：平成13年5月10日

処理能力：3.264トン/日（8時間）

- (2) 施設の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：平成28年5月10日

処理能力：0.78 トン/日（廃プラスチック類）

1.44 トン/日（金属くず）

1.44 トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

- (3) 施設の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずの選別施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：平成30年12月20日

処理能力：59.6トン/日

- (4) 施設の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：平成31年3月20日

処理能力：2.248トン/日（廃プラスチック類）

2.792トン/日（ゴムくず）

3.160トン/日（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）

2.168トン/日（紙くず）

2.768トン/日（木くず）

0.832トン/日（繊維くず）

- (5) 施設の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：令和元年12月1日

処理能力：160トン/日

許可年月日：令和元年8月23日

許可番号：廃り第4-5号

- (6) 施設の種類：廃プラスチック類の熔融施設

設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3

設置年月日：令和2年1月10日

処理能力：0.32トン/日



- (7) 施設の種類：廃プラスチック類，金属くず，紙くずの圧縮施設  
 設置場所：鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3  
 設置年月日：令和2年1月10日  
 処理能力：1.5トン/日（廃プラスチック類）  
 1.5トン/日（紙くず）  
 4.0トン/日（金属くず）

### 3 許可の条件

設置年月日が平成13年5月10日の施設を移動式として使用する場合は，以下の条件を遵守すること。

- (1) 施設の使用は，排出現場に限る。
- (2) 特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。

### 4 許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成18年8月6日	
更新許可	平成23年8月6日	
更新許可	平成28年8月6日	
変更許可	平成28年9月9日	取り扱う産業廃棄物の種類を「金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上廃蛍光管に限る。）」から「金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に変更
		取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」を追加
		事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設」を追加
変更届出	平成30年9月13日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず」から「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」から「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
変更許可	令和2年1月10日	事業の区分「中間処理（破碎）」で取り扱う産業廃棄物の種類に「ゴムくず，紙くず，木くず，繊維くず」を追加
		事業の区分に「中間処理（選別）」を追加
		事業の用に供する施設に「廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず，木くず，繊維くずの選別施設」，「廃プラスチック類，ゴムくず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，紙くず，木くず，繊維くずの破碎施設」を追加



変更届出	令和2年3月23日	事業の用に供する施設「金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」の設置場所を「鹿児島県志布志市志布志町安楽字大丸434番1（設置場所及び駐機場）」から「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3（設置場所及び駐機場）」に、事業の用に供する施設「廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設」の設置場所を「鹿児島県志布志市志布志町安楽字宮ノ上2391番地」から「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3」に変更
変更許可	令和2年5月21日	<p>取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類」から「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更</p> <p>事業の区分「中間処理（破碎）」で取り扱う産業廃棄物の種類に「がれき類」を追加</p> <p>事業の区分に「中間処理（溶融）」を追加</p> <p>事業の区分に「中間処理（圧縮）」を追加</p> <p>事業の用に供する施設「金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」を「廃プラスチック類（廃蛍光管に限る。）、金属くず（廃蛍光管に限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）の破碎施設（固定式及び移動式）」に変更</p> <p>事業の用に供する施設に「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設」、「廃プラスチック類の溶融施設」、「廃プラスチック類、金属くず、紙くずの圧縮施設」を追加</p>
変更届出	令和2年10月16日	法人の代業者を「永田健才」から「永田寿久」に変更

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有  無

